平成２４年（フ）第１号
三重県名張市百合が丘東３番町126番地
債務者　西尾初子こと　高　　初子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４９６号
大津市本堅田３丁目14番５号　ファッションビル３Ｆ
債務者　長田稔こと　張　　成守
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０２号
大津市比叡平２丁目49番24号、前住所大津市比叡平２丁目11番24号
債務者　木村　賢二
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１３号
滋賀県守山市吉身５丁目３番３―102号
債務者　脇　　栄二
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２８号
滋賀県野洲市永原官有地　市営永原第２団地３号棟312号、前住所滋賀県野洲市西河原828番地１　シュペリュール107号
債務者　山元　　弘
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２９号
滋賀県草津市笠山４丁目12番65―501号、前住所滋賀県草津市笠山２丁目１番37―101号
債務者　髙橋　　功
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３９号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘１丁目16番地２
債務者　片山　照美
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５６号
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町５丁目2660番地94、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町松尾664番地53
債務者　山本千恵子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
大津市国分１丁目９番19号　ソシエール大津503号
債務者　スナックさぼてんこと　佐藤　敬子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６号
滋賀県高島市安曇川町田中785番地２　グレイオーク302号
債務者　妹尾　和香
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６８号
滋賀県犬上郡多賀町大字藤瀬397番地
債務者　辰野　節子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２０１号
滋賀県彦根市開出今町1769番地　県営住宅開出今団地Ｃ棟333号
債務者　出野　勝志
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２０６号
滋賀県近江八幡市江頭町428番地８
債務者　北村　幸江
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２０７号
滋賀県彦根市中藪町763番地３
債務者　安部　貴俊
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１３３８号
広島市南区宇品西２丁目15番30―302号　平岡ビル
債務者　ばたここと　川端　秀秋
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０２号
広島市南区東本浦町９番13―403号
債務者　芦村　　健
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８１号
広島市西区己斐西町３番15―305号
債務者　岩﨑　久利
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
広島地方裁判所民事第４部